

戸田市葬祭助成金支給制度について（お知らせ）

この制度は、福祉行政の一環として、市民が死亡されたとき、葬儀等のご負担を軽減するため、その葬祭を行った方に対し葬祭費用の助成金として支給されるものです。

- 1. 対象となる方** 死亡したときに、戸田市の住民基本台帳に記録されている方
※ただし、生活保護法の規定による葬祭扶助を受けた方は除きます。
- 2. 助成金の額** 死亡した市民お一人につき 50,000円
- 3. 申請ができる方** 死亡した市民の葬祭を行った個人（葬儀領収書の宛先となっている方）
- 4. 申請に必要なもの**

□ ① 同封の戸田市葬祭助成金支給申請書

※ 押印は、朱肉を使う印で行ってください。（スタンプ印は不可）

※ 記載内容の修正には、申請書に押印した印鑑が必要となりますので、窓口に印鑑をお持ちいただくと便利です。（郵送申請の場合は不要です。）

□ ② 同封の口座振込払依頼書

※ 振込先口座は、申請者名義の口座で、申請書と同じ印鑑を押印してください。

※ 口座番号や口座名義人の書き間違い等の場合は、一度返却させて頂き、再申請をご案内します。申請時には、記載内容の確認をお願いします。

□ ③ 申請者本人のみの「住民票の写し」（コピー不可）

※ 申請者が戸田市民の方の場合は不要です。

□ ④ 申請者宛の葬儀費用の領収書コピー

※ 飲食費、花代、車代、部屋の使用料等の領収書や法人宛の領収書では申請できません。

※ 火葬料の領収書については、葬儀費用を含んだもののみが対象です。

※ 印鑑は、全て同一の印鑑を使用してください。

※ 「①戸田市葬祭助成金支給申請書」及び「②口座振込払依頼書」の記載を訂正した箇所には、全て訂正印（申請書で使用した印鑑）を押印してください。（修正液・修正テープ等での訂正は不可。）

※ 消せるボールペンは、使用しないでください。

5. 申請受付窓口

- 戸田市役所市民課 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
電話048-441-1800（代） 内線204
（※郵送申請は、「戸田市役所市民課葬祭助成金担当」宛てにお願いします。）
- 美笹支所 埼玉県戸田市美女木5-2-16 電話048-421-3003
- 戸田公園駅前出張所 埼玉県戸田市本町4-15-11 電話048-420-9734

※ 申請人以外の方が窓口に持参する場合、委任状は不要です。

※ 提出書類の不足および記載事項に修正が必要な場合には、一度申請書類すべてを返却し、再申請をご案内致します。